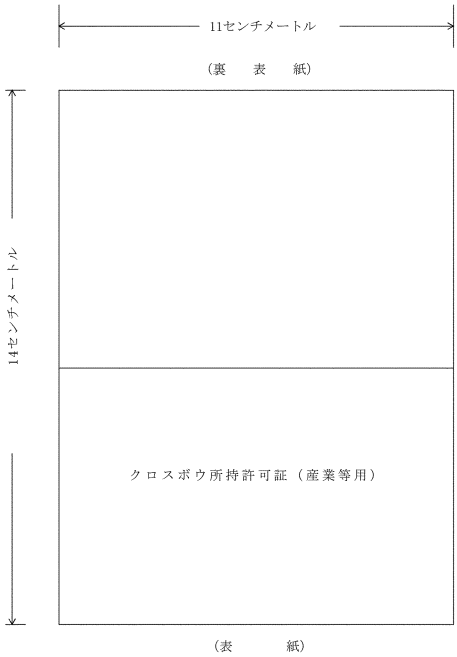
第30号の２（第31条関係）



（７面）

注　意　事　項

１　銃砲を携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。

２　銃砲は、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ発射してはならない。

３　許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。

４　許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。

備考　１　表紙は、黒色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字又は黄文字入りとすること。

２　用紙は、洋紙とすること。

３　表紙の裏面に１面の用紙の裏面を貼り付け、２面の用紙の裏面が３面に、４面の用紙の裏面が５面に、６面の用紙の裏面が７面になるようにすること。

４　１面の交付年月日には再交付により許可証を交付した年月日を、原交付年月日には当該銃砲につき当該所持者に最初に許可証が交付された年月日を記載すること。

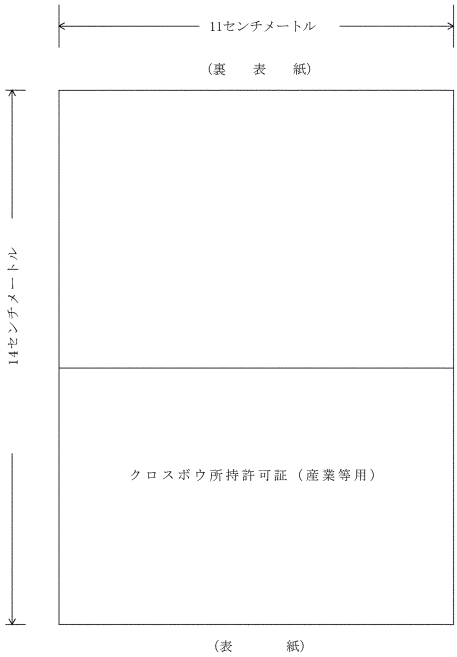
５　法第４条第１項第４号の規定による空気拳銃の所持の許可に係るもの以外のものについては、写真の貼付は要しない。

６　許可の有効期間欄は、法第４条第１項第４号、第８号及び第９号の許可に係る銃砲について記載すること。

７　所持者の本籍欄、住所欄及び職業欄には、その者が法第４条第５項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、それぞれ、その者の勤務する法人の事業場の名称、その所在地及びその者の当該事業場における職務上の地位を記載すること。

８　許可の条件の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。

第30号の２（第31条関係）



（７面）

注　意　事　項

１　銃砲を携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。

２　銃砲は、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ発射してはならない。

３　許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。

４　許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。

備考　１　表紙は、黒色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字又は黄文字入りとすること。

２　用紙は、洋紙とすること。

３　表紙の裏面に１面の用紙の裏面を貼り付け、２面の用紙の裏面が３面に、４面の用紙の裏面が５面に、６面の用紙の裏面が７面になるようにすること。

４　１面の交付年月日には再交付により許可証を交付した年月日を、原交付年月日には当該銃砲につき当該所持者に最初に許可証が交付された年月日を記載すること。

５　法第４条第１項第４号の規定による空気拳銃の所持の許可に係るもの以外のものについては、写真の貼付は要しない。

６　許可の有効期間欄は、法第４条第１項第４号、第８号及び第９号の許可に係る銃砲について記載すること。

７　所持者の本籍欄、住所欄及び職業欄には、その者が法第4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、それぞれ、その者の勤務する法人の事業場の名称、その所在地及びその者の当該事業場における職務上の地位を記載すること。

８　許可の条件の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。